別記
様式第 1 号（第 4 条，第 9 条関係）

## 建築物の耐震改修工事の施工状況報告書

次の建築物の耐震改修工事が第三者判定機関に提出した耐震改修計画のとおり施工されていること を報告します。

なお，この報告書及び添付図書に記載の事項は，事実に相違ありません。

米子市長
様
年 月 日
（建築物の所有者）住所
氏名
電話番号
（調査者）氏名
【調査者資格】
【資格】（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
【建築士事務所名称】（ ）級建築士事務所（ ）知事登録第（ ）号名称
所在地
電話番号

（注意）
1 「第三者判定機関」とは，建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7年建設省令第 28 号）第 33 条第 2 項第 1 号に規定する市長が適切であると認めた者を いいます。
2 工事着手前，工事中及び工事後の状況が分かる写真等を添付してください。

所有者 様

| 第 | 号 |
| :--- | :--- | :--- |
| 年 月 | 日 |

米子市長
印

## 是正命令書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（附則第 3 条第 3 項において準用する同法）第 8 条第 1 項の規定に基づき，下記の要安全確認計画記載建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について，次の事項の是正を 年 月 日までに行うことを命じます。

記

1 建 築 物 の名称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の構 造：
6 建 築 物 の 規 模：

| 是正を命ずる事項 |
| :--- |
|  |
| 是正を命ずる理由 |
|  |
|  |
|  |

（教示）
この決定について不服がある場合は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により， この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，鳥取県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また，この決定の取消しの訴えは，決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に，米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。），提起することができます。なお，この決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただ し，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 3 号（第 5 条関係）

米子市長 様

所有者 住所
氏名
©

## 是正完了報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（附則第 3 条第 3 項において準用する同法）第 8 条第 1 項の規定に基づく是正命令について，下記のとおり是正が完了しました ので報告します。

## 記

- 建築物の位置
- 建築物の名称
- 是正命令を受けた事項
- 是正を行った内容
※是正した内容について，その部分の是正前及び是正後の書類等を添付してください。


## 指 示 書

1 建 築 物 の名称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の 構 造：
6 建 築 物 の 規 模：

あなたが所有している上記要安全確認計画記載建築物（要緊急安全確認大規模建築物）につい ては，必要な耐震改修が行われていないと認められます。

つきましては，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」とい います。）（附則第3条第3項において準用する法）第 12 条第 2 項の規定により，次のとおり処置 されるよう指示します。

なお，この指示に従わなかったときは，（法附則第3条第3項において準用する）法第12条第3項の規定に基づき，その旨を公表することがあります。

また，この指示に従うことができない理由があるときは，その理由を明確にした書面を
年 月 日までに提出してください。

1 指示事項

2 理 由

## 要安全確認計画記載建築物に関する通知書 （要緊急安全確認大規模建築物）

1 建 築 物 の名 称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の構造：
6 建 築 物 の 規 模：

あなたが所有している上記要安全確認計画記載建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は，地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令の，改正前の規定を適用し，建築されていますので，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」といいます。）（附則第 3 条第 3 項において準用する法）第 11 条の規定により，耐震診断の結果に応じ，耐震改修が必要な建物です。

つきましては，（法附則第3条第3項において準用する）法第 13 条第 1 項の規定により，当該建築物について次の事項を別添の「要安全確認計画記載建築物（要緊急安全確認大規模建築物）に関する報告書」により報告してください。

なお，要安全確認計画記載建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の名称，位置及び概要につ いて，上記の記載内容に誤りがある場合は，報告書に正して記載してください。

1 報告を求める事項

2 報告書の提出先

様式第 6 号（第 7 条関係）

米子市長 様

| 第 | 号 |
| :--- | :--- | :--- |
| 年 月 | 日 |

所有者 住所
氏名
（ $\mathrm{m}^{\mathrm{D}}$

## 要安全確認計画記載建築物に関する報告書 （要緊急安全確認大規模建築物）

次のとおり，建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第 3 条第 3 項において準用する同法）第13条第1項の規定による報告をします。


様式第7号（第8条関係）
要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告処理台帳

| 番号 | 報告受理 | 公表 |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |


| 番号 | 報告受理 | 公表 | 所有者氏名 | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 建築物の構造•規模 | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | 耐震改修等の予定 |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日付 | 日付 |  |  |  |  |  |  |  | 内容 | 実施時期 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告処理台帳 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 番号 | 報告受理 | 公表 | 所有者氏名 | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 建築物の構造•規模 | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | 耐震改修等の予定 |  | 備考 |
|  | 日付 | 日付 |  |  |  |  |  |  |  | 内容 | 実施時期 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

要緊急安全碓認大規模建築物の耐震診断結果の報告処理台帳

| 番号 | 報告受理 | 公表 | 所有者氏名 | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 建築物の構造•規模 | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | 耐震改修等の予定 |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日付 | 日付 |  |  |  |  |  |  |  | 内容 | 実施時期 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告処理台帳 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 番号 | 報告受理 | 公表 | 所有者氏名 | 建箘物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 建築物の構造•㚘模 | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | 耐震改修等の予定 |  | 備考 |
|  | 日付 | 日付 |  |  |  |  |  |  |  |  | 実施時期 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 認定することができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき，年 月 日付けで建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請のありました下記 の建築物について，内容を審査した結果，次の理由により認定することができませんので，通知 します。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

| 名 | 称 | $:$ |
| :--- | ---: | :--- |
| 用 | 途 | $:$ |
| 延 | ベ | 面 |
| その責 | $:$ |  |
| その他の事項 |  |  |

認定することができない理由
（教示）
この決定について不服がある場合は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により， この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，鳥取県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また，この決定の取消しの訴えは，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。），提起することができます。なお，この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても，決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただ し，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

所有者 様

## 基準適合認定建築物の認定取消通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 23 条の規定に基づき，下記の基準適合認定建築物について，次の理由によりその認定を取り消します。

## 記

認定年月日•認定番号 年 月 日 第 日 号
建築物の位置

建築物の名称
建築物の用途
延 べ面 積
認定を取り消す理由
（教示）
この決定について不服がある場合は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により， この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，鳥取県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また，この決定の取消しの訴えは，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。），提起することができます。なお，この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても，決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただ し，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

# 様式第1 0 号（第1 2 条関係） 

| 第 | 号 |
| :--- | :--- |
| 年 月 |  |

所有者 様

米子市長
印

## 基準適合認定建築物に関する通知書

1 建 築 物 の名称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の構造：
6 建 築 物 の 規 模：

あなたが所有している上記建築物は，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123号）第 22 条第 2 項の規定により地震に対する安全性に係る認定を受けた建築物ですが，下記 1 の事項について確認したいので，同法第24条第1項の規定に基づき，別添の「基準適合認定建築物に関する報告書」により報告してください。

なお，基準適合認定建築物の名称，位置及び概要について，上記の記載内容に誤りがある場合 は，報告書に正して記載してください。

記

1 報告を求める事項

2 報告書の提出先

様式第 11 号（第 12 条関係）

| 第 |  | 号 |
| :---: | :---: | :---: |
| 年 | 月 |  |

米子市長 様

所有者 住所
氏名
©

## 基準適合認定建築物に関する報告書

次のとおり，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 24 条第 1 項の規定 による報告をします。

記

| 基準適合認定建築物の名称 |  |
| :---: | :--- |
| 基準適合認定建築物の位置 |  |
|  |  |
|  |  |
| 報 告 の 内 容 |  |
|  |  |



申請者 様

| 第 |  | 号 |
| :--- | :--- | :--- |
| 年 | 日 |  |

日

米子市長
印

## 認定することができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき，年 月 日付けで区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請のありまし た下記の建築物について，内容を審査した結果，次の理由により認定することができませんので，通知します。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

| 名 | 称 | $:$ |
| :--- | ---: | :--- |
| 用 | 途 | $:$ |
| 延 | べ | 面 |
| その責 | $:$ |  |
| その他の事項 |  |  |

認定することができない理由
（教示）
この決定について不服がある場合は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により， この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，鳥取県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また，この決定の取消しの訴えは，決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。），提起することができます。なお，この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても，決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただ し，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

## 様式第14号（第16条関係）

| 第 | 号 |
| :--- | :--- | :--- |
| 年 月 | 日 |

区分所有者 様

米子市長
印

## 指 示 書

1 建 築 物 の名 称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の 構 造：
6 建 築 物 の 規 模：

あなたが所有している上記要耐震改修認定建築物については，必要な耐震改修が行われていな いと認められます。

つきましては，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」とい います。）第27条第2項の規定により，次のとおり処置されるよう指示します。

なお，この指示に従わなかったときは，法第27条第3項の規定に基づき，その旨を公表するこ とがあります。

また，指示に従うことができない理由があるときは，その理由を明確にした書面を 年月 日までに提出してください。

1 指示事項

2 理 由

# 様式第15号（第16条関係） 

| 第 | 号 |
| :--- | :--- |
| 年 月 |  |

区分所有者 様

米子市長
印

## 要耐震改修認定建築物に関する通知書

1 建 築 物 の名称：
2 建築物の所有者•住所：
－氏名：
3 建 築 物 の所在地：
4 建築物の主要用途：
5 建 築 物 の構造：
6 建 築 物 の 規 模：

あなたが所有している上記要耐震改修認定建築物は，地震に対する安全性に係る建築基準法昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令の，改正前の規定を適用し，建築されていますので，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 26 条の規定により，耐震改修が必要な建物です。

つきましては，同法第27条第4項の規定により，当該建築物について次の事項を別添の「要耐震改修認定建築物に関する報告書」により報告してください。

なお，要耐震改修認定建築物の名称，位置及び概要について，上記の記載内容に誤りがある場合は報告書に正して記載してください。

1 報告を求める事項

2 報告書の提出先

様式第16号（第16条関係）

| 第 | 号 |
| :--- | :--- | :--- |
| 年 月 | 日 |

米子市長 様

区分所有者 住所
氏名
（ $\mathrm{m}^{\mathrm{D}}$

## 要耐震改修認定建築物に関する報告書

次のとおり，建築物の耐震改修の促進に関する法律第 27 条第 4 項の規定による報告をします。

記




